資料３

新学術領域研究における重複応募制限の在り方について

（１）重複応募制限の変遷

昭和62年創設の「重点領域研究」及び平成10年度創設の「特定領域研究」と、平成20年度創設の「新学術領域研究」との、同種目内での重複応募制限ルールを対比させると、以下のとおりとなる。

重点領域・特定領域研究	新学術領域研究
・ 同一領域内では、計画・公募、代表者・分担者の別によらず、1件のみ	・ 同左
× Ａ領域の計画代表＆Ｂ領域の計画代表・公募代表不可（継続の計画代表は、他の領域の代表ができない）	× 同左
○ 新規応募に限り、Ａ領域の計画代表・Ｂ領域の公募代表の同時応募・採択可	△ 新規応募に限り、Ａ領域の計画代表・Ｂ領域の公募代表の同時応募は可だが、同時採択は不可（計画優先）
○ Ａ領域の計画代表＆Ｂ領域の計画分担・公募分担（計画代表は他の領域の分担ができる）	× Ａ領域計画代表＆Ｂ領域計画分担は不可（計画代表は、他の領域の計画分担ができない（応募も不可）。公募分担の制度は廃止された。）
○ Ａ領域の公募代表＆Ｂ領域の公募代表（公募代表は複数領域での応募・採択可）	× 公募代表の応募・採択は1領域のみ
○ Ａ領域の計画分担＆Ｂ領域の公募代表（計画分担者は、他の領域の公募代表ができる）	○同左（ただし、計画分担・公募代表が可能なのは、それぞれ1領域のみ）
○ Ａ領域の計画分担＆Ｂ領域の公募分担（計画分担・公募分担は複数領域での応募・採択可能）	× 計画分担の応募・採択は1領域のみ（公募分担の制度は廃止された。）

（２）本部会における重複応募制限についての基本的考え方

重複応募制限については、本部会において、以下のようなまとめが行われている。

「研究費部会「審議のまとめ（その２）」」（平成 20 年 7 月 16 日）

（重複制限の基本的考え方）

・各研究種目の趣旨・性格を踏まえ、重複制限を設定。

・１人が多額の研究費を受ける種目は、研究専念義務の考え方に基づき、他種目の研究の同時実施を認めない。

・多額の研究費が 1 人に集中することを避け、限られた財源でより多くの研究者が研究できるようにするため、同一研究種目・審査区分内、または性格が類似する研究種目においては、複数の研究の同時実施を認めない。

・研究目的・性格、研究実施形態等が異なり、研究の活性化、新展開が期待でき、１課題当たりの研究費も多額でなく研究費の過度の集中も生じない場合は、複数研究の同時実施を認める。

・各研究種目の審査体制に応じた応募件数の適正化を図る観点から、応募制限・受給制限を使い分ける。

・現行の重複制限は主として研究代表者を対象とし、研究分担者については、一部を除き重複対象外としている。

（今後の対応方針）

・科研費は我が国学術研究の「多様性の苗床」形成に寄与するものであり、重複制限についても、できるだけ多様な研究活動をサポートする観点から設定する必要がある。

・科研費の重複制限制度は制度として一定のルールが確立しており、適切に機能。

・「新学術研究」等新たな種目実施の場合もこれまでの考え方を踏まえ、応募件数抑制による審査・評価の一層の充実や各研究者の応募機会の均等化を念頭に置いたルールとすべき。

・研究分担者の重複制限については、「連携研究者」制度の新設に伴う今後の研究組織に係る動向を踏まえ、検討することが必要。

（３）重複応募制限の見直しの方向について

重複応募制限の見直しに関し、今後検討すべき点について、委員から以下のような意見があった。

〇新学術領域研究における重複制限の趣旨についてどう考えるか（審査体制に応じた応募件数の適正化、限られた財源の有効活用、公募研究にできるだけ幅広い人材による参加を得る等）

【意見概要】

・今後もこれらの基本的な考え方に立脚することが適当。

・多くの研究者へ配分できるようにすることは重要。

・研究費の過度の集中を避けるため、研究代表者の重複制限は必要。

○重複応募制限があることにより、どのような問題が生じているのか（最適な人材による領域編成ができない、特に若手研究者の多様な研究ネットワークへの参加ができない、研究計画不採択の場合、研究ができなくなる等）

【意見概要】

・問題の所在、内容について領域代表者へのアンケート等により把握する必要がある。
・公募の倍率が高いため、研究現場にある研究者にとって厳しい環境となっている。
・応募を1件に制限するのは若手研究者にとって酷である。
・基盤研究（Ｓ）代表者が計画研究に代表者として参加できず、領域申請時にベストの布陣が敷けない。

○仮に重複応募制限を緩和した場合、どのような弊害が考えられるか

【意見概要】

・申請件数の増大。
・研究費の過度の集中。
・受給制限をした場合の交付申請辞退後の調整が困難。

○重複応募制限緩和による弊害をなくすため、どのような対応策が考えられるか

【意見概要】

・審査件数の増大を考えると、公募研究への応募について、2 件程度を上限とすることが考えられる。この場合、採択は 1 件としてもよい。公募研究であれば、交付申請辞退が生じても補欠課題採択で対応可能ではないか。
・応募制限でなく受給制限で対応する。応募に際し、重複採択された場合の優先順位を申請させ、領域ごとの審査会において補欠の順位付けをしておけば、採択後の辞退による混乱を避けられる。
・基盤研究（Ｓ）の代表者が計画研究代表者として参加する場合、研究費配分において過度の集中が生じないよう、一定の配慮をすればよい。
・必要な研究者には「班友」のように研究グループに入って議論・批判する役割を担ってもらうことで対応できる（同じ研究室の若手教員等を加えるような計画は排除すべき）。

○その他、重複応募制限緩和の具体的内容として、どのような案が考えられるか

【意見概要】

・新規応募に限り、複数領域での計画代表と公募代表の同時応募・採択を可能にする。
・新規応募の場合の、計画代表・公募代表の同時応募可・同時採択不可は維持することが適当。
・複数領域での公募代表の応募・採択を可能にする。

■平成22年度科学研究費補助金における重複応募・採択件数

【応募】(新規＋継続)

重複件数	研究者数（人）	割合（%）	応募額合計（千円）	割合（%）	一人あたり平均応募額（千円）
重複なし	96,326	89.4%	251,536,967	55.8%	2,611
2件	9,486	8.8%	126,782,372	28.1%	13,365
3件	1,630	1.5%	52,104,855	11.6%	31,966
4件	281	0.3%	14,893,448	3.3%	53,002
5件	61	0.1%	4,523,157	1.0%	74,150
6件	6	0.0%	496,370	0.1%	82,728
7件	1	0.0%	167,600	0.0%	167,600
計	107,791	100.0%	450,504,769	100.0%	4,179

【採択】(新規＋継続)

重複件数	研究者数（人）	割合（%）	配分額合計（千円）	割合（%）	一人あたり平均配分額（千円）
重複なし	47,704	93.5%	103,136,936	71.0%	2,162
2件	2,962	5.8%	31,768,300	21.9%	10,725
3件	325	0.6%	8,492,700	5.8%	26,131
4件	43	0.1%	1,841,100	1.3%	42,816
5件	2	0.0%	111,300	0.1%	55,650
計	51,036	100.0%	145,350,336	100.0%	2,848

■平成15年度科学研究費補助金における重複応募・採択件数

【応募】(新規＋継続)

重複件数	研究者数（人）	割合（%）
重複なし	69,000	82.8%
2件	11,724	14.1%
3件	2,332	2.8%
4件	261	0.3%
5件	22	0.0%
6件	2	0.0%
計	83,341	100.0%

【採択】(新規＋継続)

重複件数	研究者数（人）	割合（%）
重複なし	31,593	89.6%
2件	3,096	8.8%
3件	494	1.4%
4件	68	0.2%
5件	11	0.0%
計	35,262	100.0%

※1）平成15年度のデータは、第2期第11回研究費部会（平成16年4月23日開催）配付資料より抜粋。

※2）平成22年度の集計対象の研究種目： 特別推進研究、特定領域研究、新学術領域研究（研究領域提案型・研究課題提案型）、基盤研究（S・A・B・C）、挑戦的萌芽研究、若手研究（S・A・B）、学術創成研究費

※3）平成15年度の集計対象の研究種目： 特別推進研究、特定領域研究、基盤研究（S・A・B・C）、萌芽研究、若手研究（A・B）、特別研究促進費、学術創成研究費

平成２４年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領
科学研究費補助金（新学術領域研究・特定領域研究・特別研究促進費）【抜粋】

６　「競争的資金の適正な執行に関する指針」

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成１７年９月９日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）は、競争的資金について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを関係府省において申し合わせるものです。

科研費を含む競争的資金の執行に当たっては、この指針に基づき、適切に対処しますので、以下の点に留意してください。

(1) 不合理な重複及び過度の集中の排除

① 府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）を活用し、「不合理な重複又は過度の集中」（6頁 注参照）の排除を行うために必要な範囲で、応募内容の一部に関する情報を、他府省を含む他の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）間で共有することとしています。

そのため、複数の競争的資金に応募する場合（科研費における複数の研究種目に応募する場合を含む。）等には、研究課題名についても不合理な重複に該当しないことがわかるように記入するなど研究計画調書の作成に当たって十分留意してください。

不合理な重複又は過度の集中が認められた場合には、科研費を交付しないことがあります。

② 研究計画調書の作成に当たり、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況の記入内容（研究費の名称、研究課題名、研究期間、エフォート等）について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

なお、「世界トップレベル研究拠点プログラム」における拠点形成のための活動に要するエフォート等についても、研究計画調書に記入する必要がありますので、記入に当たっては「研究計画調書作成・記入要領」を確認してください。

（注）不合理な重複及び過度の集中の排除

「競争的資金の適正な執行に関する指針」-抜粋-

（平成１７年９月９日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ（平成21年3月27日改正））

１．不合理な重複・過度の集中の排除

（１）不合理な重複・過度の集中の考え方

① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ○実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ○既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ○複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ○その他これらに準ずる場合

② この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- ○研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ○当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ○不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

２　重複制限の確認

科研費に応募しようとする研究者は、応募書類を作成する前に、応募しようとする研究種目への応募が可能かどうか、「重複制限」のルールを十分確認する必要があります。

（１）重複制限の設定に当たっての基本的考え方

科研費においては、研究の規模、内容等を踏まえた「研究種目」や「審査区分」を設けており、様々な研究形態に応じた研究計画の応募を可能としています。

一方、限られた財源で多くの優れた研究者を支援する必要があること、応募件数の増加により適正な審査の運営に支障を来すおそれがあること、等を考慮し、次のような基本的な考え方に基づく「重複制限ルール」を設定しています。

○　限られた財源でできるだけ多くの優れた研究者を支援できるよう考慮する。
○　各研究種目の審査体制を踏まえ、応募件数が著しく増えないよう考慮する。
○　制限の設定に当たっては、主として、研究計画の遂行に関してすべての責任を持つ研究代表者を対象とするが、研究種目の額が大きい場合など一部のケースでは研究分担者も対象とする。
○　以上を踏まえ、科研費の「研究種目」の目的・性格等を勘案し、個々に応募制限又は受給制限を使い分けて重複制限を設定する。

なお、今回公募する研究種目においても重複制限が設けられていますので、**応募に当たっては、以下の記述と24頁～28頁に示す「重複制限一覧表」を十分確認してください。**

（２）重複応募・受給の制限

①　同一の研究種目に２つの研究課題を応募しようとする場合（「新学術領域研究（研究領域提案型）」及び「特定領域研究」の場合は、同一の研究種目、かつ、同一の研究領域に応募しようとする場合）

「新学術領域研究（研究領域提案型）」及び「特定領域研究」について、一人の研究者が**同一の研究領域に応募できるのは、研究代表者、研究分担者を問わず、１研究課題**です（継続研究課題を有する場合、同一の研究領域に新規研究課題を応募することはできません。）。

ただし、「一般の計画研究(注)」の研究代表者又は研究分担者については、「新学術領域研究（研究領域提案型）」の「研究領域の構成（10頁～11頁参照）」に記載している内容や特定領域研究において構成している研究領域の範囲で総括班研究課題、支援班研究課題及び調整班研究課題の研究代表者又は研究分担者になることができます。

（表中の「—」に該当するケース）

（注）「新学術領域研究（研究領域提案型）」については、総括班研究課題以外の計画研究のことをいいます。「特定領域研究」については、総括班研究課題、支援班研究課題及び調整班研究課題以外の計画研究のことをいいます。

②　２つの研究課題について、どちらも「研究代表者」として応募しようとする場合
【「研究代表者→研究代表者」型】

一人の研究者が２つの研究課題にそれぞれ研究代表者として重複応募しようとする場合、次のアからエの種類による重複の制限があります。

ア　一つの研究課題にのみ応募できる場合　**（表中の「×」に該当するケース）**
イ　継続研究課題を実施させるため、新規研究課題の応募ができない場合
（表中の「▲」に該当するケース）

ウ　双方の研究課題とも応募できるが、双方が採択された場合には、ルールで定められた一方の研究課題の研究のみ実施することとされる場合

（表中の「■」については、甲欄の研究種目が優先されます。
「□」については、乙欄の研究種目が優先されます。）

エ　双方の研究課題とも応募できるが、双方が採択された場合には、応募した研究者の側でどちらを実施するか一方を選択することになる場合

（「※」に該当するケース）

③　研究代表者として応募する研究者が、他の研究課題の研究分担者として参画しようとする場合【「研究代表者→研究分担者」型】

一人の研究者がある研究課題に研究代表者として応募するとともに、他の研究課題の研究分担者としても参画しようとする場合、あるいは、既にある研究課題の研究代表者となっている研究者が他の研究課題の研究分担者としても参画しようとする場合、通常、自由に両方の課題に応募できます。

ただし、新学術領域研究、特定領域研究などを中心に、一部ですが、次のアからウの種類による重複の制限があります。

ア　一つの研究課題にのみ応募できる場合　（表中の「×」に該当するケース）

イ　継続研究課題を実施させるため、新規研究課題の応募ができない場合

（表中の「▲」に該当するケース）

ウ　双方の研究課題とも応募できるが、双方が採択された場合には、ルールで定められた一方の研究課題の研究のみ実施することとされる場合

（表中の「■」については、甲欄の研究種目が優先されます。
「□」については、乙欄の研究種目が優先されます。）

④　研究分担者として参画する研究者が、他の研究課題の研究代表者として応募しようとする場合【「研究分担者→研究代表者」型】

一人の研究者がある研究課題に研究分担者として参画するとともに、他の研究課題の研究代表者としても応募しようとする場合、あるいは、既にある研究課題の研究分担者となっている研究者が他の研究課題の研究代表者として応募しようとする場合も、通常、自由に両方の研究課題に応募できます。

ただし、新学術領域研究、特定領域研究などを中心に、一部ですが、次のアからウの種類による重複の制限があります。

ア　一つの研究課題にのみ応募できる場合　（表中の「×」に該当するケース）

イ　継続研究課題を実施させるため、新規研究課題の応募ができない場合

（表中の「▲」に該当するケース）

ウ　双方の研究課題とも応募できるが、双方が採択された場合には、ルールで定められた一方の研究課題の研究のみ実施することとされる場合

（表中の「□」については、乙欄の研究種目が優先されます。）

⑤　研究課題の研究分担者として参画する研究者が、他の研究課題の研究分担者としても参画しようとする場合【「研究分担者→研究分担者」型】

一人の研究者がある研究課題に研究分担者として参画するとともに、他の研究課題の研究分担者としても参画しようとする場合、あるいは、既にある研究課題の研究分担者となっている研究者が他の研究課題の研究分担者としても参画しようとする場合も、通常、自由に両方の研究課題が応募できます。

ただし、新学術領域研究、特定領域研究などを中心に、一部ですが、次のアからウの種類による重複の制限があります。

ア　一つの研究課題にのみ応募できる場合　　（表中の「×」に該当するケース）
イ　継続研究課題を実施させるため、新規研究課題の応募ができない場合
（表中の「▲」に該当するケース）
ウ　双方の研究課題とも応募できるが、双方が採択された場合には、ルールで定められた一方の研究課題の研究のみ実施することとされる場合
（表中の「□」については、乙欄の研究種目が優先されます。）

（３）受給制限のルール

重複制限のうち、「双方の研究課題とも応募できるが、双方が採択された場合にはいずれか一方の研究課題の研究のみ実施する」もの（受給制限）の取扱いは以下のとおりとします。

①　「■」又は「□」に該当する応募で双方が採択された場合の取扱い

ア　「研究代表者」と「研究代表者」の場合（特別推進研究の研究代表者と他研究種目の研究代表者の場合など）に、重複制限の結果、定められたルールにより甲欄又は乙欄の研究種目のみを実施することになった場合、実施しない研究課題については廃止（又は辞退）しなければなりません。
　ただし、「特定領域研究」（総括班研究課題、支援班研究課題、調整班研究課題）の研究課題について、「研究分担者のうち研究代表者と交替することが可能な者により、領域及び当該研究課題の研究が継続できると認められる場合」には、研究代表者の交替により研究を実施することが認められる場合があります。

イ　特別推進研究の研究代表者と他研究種目の研究分担者の重複制限の結果、特別推進研究の研究課題（研究代表者）のみ実施することになった場合には、特別推進研究以外の研究課題については、「研究分担者」を削除しなければなりません。
　なお、「研究分担者」を削除すると研究が継続できない研究課題は、廃止（又は辞退）しなければなりません（下記「エ」及び「オ」の場合も同様）。

ウ　特別推進研究の研究分担者と他研究種目の研究代表者の場合の重複制限の結果、特別推進研究の研究課題（研究分担者）のみ実施することとなった場合には、実施しない研究課題については廃止（又は辞退）しなければなりません。
　ただし、「特定領域研究」（総括班研究課題、支援班研究課題、調整班研究課題）の研究課題について、「研究分担者のうち研究代表者と交替することが可能な者により、領域及び当該研究課題の研究が継続できると認められる場合」には、研究代表者の交替により研究を実施することが認められる場合があります。

エ　「新学術領域研究（研究領域提案型）」（計画研究）と特定領域研究（計画研究）の研究分担者の場合の重複制限の結果、「新学術領域研究（研究領域提案型）」（計画研究）の研究課題のみ実施することになった場合には、「特定領域研究」（計画研究）の研究課題については、「研究分担者」を削除しなければなりません。

オ　「新学術領域研究（研究領域提案型）」（計画研究）の研究代表者と「特定領域研究」（公募研究）の研究分担者の場合の重複制限の結果、「新学術領域研究（研究領域提案型）」（計画研究）の研究課題（研究代表者）のみ実施することになった場合には、「特定領域研究」（公募研究）については、「研究分担者」を削除しなければなりません。

②　「※」に該当する応募で双方が採択され、研究者がどちらか一方の研究課題を選択する場合の取扱い

ア　「基盤研究（Ｓ）」の研究課題を選択して実施する場合には、「新学術領域研究（研究領域提案型）」（計画研究）の研究課題については当該研究課題を廃止（又は辞退）しなければなりません。

イ　「新学術領域研究（研究領域提案型）」（計画研究）の研究課題を実施する場合には、「基盤研究（Ｓ）」の研究課題を廃止（又は辞退）しなければなりません。

（４）その他の留意点

①　重複制限ルール上重複応募等が可能な場合であっても、「多数の研究計画に参画することにより、研究代表者又は研究分担者としての責任が果たせなくならないよう」十分留意してください。併せて、5頁に記載の「不合理な重複及び過度の集中の排除」の内容にも十分留意してください。

②　継続研究課題の研究組織に変更があった場合など、電子申請システム上で応募が受け付けられても、その後、重複応募制限により審査に付されない場合があります。応募書類の提出前に十分確認してください。

③　複数の研究機関において応募資格を有する研究者が複数の研究機関からそれぞれ同時に応募する場合であっても、重複応募制限は、研究者（研究代表者又は研究分担者）に着目して適用されます。

④　「重複制限一覧表」の確認に当たり、領域設定型研究種目の場合「総括班研究課題」等への参画形態は特殊である（「新学術領域研究（研究領域提案型）」は10頁～11頁参照）ため、次の点に注意してください。

ア　「新学術領域研究（研究領域提案型）総括班研究課題の研究代表者」は、「重複応募しようとする研究課題の研究代表者又は研究分担者」との関係を「重複制限一覧表」の該当欄で確認してください。

イ　「新学術領域研究（研究領域提案型）総括班研究課題の研究分担者」は、「一般の計画研究（総括班研究課題以外の計画研究）への参画形態（研究代表者又は研究分担者）」と「重複応募しようとする研究課題の研究代表者又は研究分担者」との関係により「重複制限一覧表」で確認してください。

ウ　「特定領域研究」の「総括班研究課題」、「支援班研究課題」又は「調整班研究課題」に研究代表者又は研究分担者として参画する者は、「一般の計画研究（総括班研究課題、支援班研究課題及び調整班研究課題以外の計画研究）への参画形態（研究代表者又は研究分担者）」と「重複応募しようとする研究課題の研究代表者又は研究分担者」との関係により「重複制限一覧表」で確認してください。

⑤　受給制限により研究廃止する継続研究課題が、ア）平成２４年度が最終年度であり、かつ、イ）平成２２年度以前に採択された研究課題である場合には、研究代表者は、当該研究課題の研究成果報告書を平成２４年６月２０日～３０日までの間に提出しなければなりません。

⑥　日本学術振興会が公募する研究種目において、「研究代表者又は研究分担者として応募しようとする者」又は「平成２４年度に継続が予定されている研究課題（継続研究課題）の研究代表者又は研究分担者となっている者」に係る重複制限については、別表６「日本学術振興会が公募する研究種目に関する重複制限一覧表」を確認してください。

⑦　日本学術振興会が交付する科研費（基金分）で、最終年度に研究期間の延長（産前産後の休暇又は育児休業の取得に伴う場合を除く。）を行う場合には、研究期間を延長した研究課題と、新たに応募しようとする研究課題の間においては、重複制限は適用されません。

ただし、新たに応募しようとする研究課題と、同一の研究代表者による他の応募研究課題（継続研究課題を含む）との間においては、重複制限が適用されます。

別表４　「新学術領域研究（研究領域提案型）」に関する重複制限一覧表

１）「研究代表者（新規・継続）（甲欄）　→　研究代表者（乙欄）」型

本表は、「甲欄の研究課題（文部科学省が公募する研究種目）について研究代表者として応募しようとする者又は平成２４年度に継続が予定されている研究課題（継続研究課題）の研究代表者となっている者」が、乙欄の研究課題に研究代表者として応募する場合の重複制限を示したものです。

甲欄＼乙欄				新学術領域研究（研究領域提案型）甲欄と同一の研究領域 新規領域 総括班	計画研究	継続領域 計画研究	公募研究	甲欄以外の研究領域 計画研究	公募研究	特別推進研究	基盤研究（S）	基盤研究（A）	基盤研究（B）	基盤研究（C）	若手研究（A）	若手研究（B）	挑戦的萌芽研究
				新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規
				代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者
新学術領域研究（研究領域提案型）	総括班	新規	代表者	－				×	■	×	■						
		継続	代表者				－	▲	▲	▲	▲						
	計画研究	新規	代表者		－	－	－	×	■	□	※						
		継続	代表者			－	－	▲	▲	□	▲						
	公募研究	新規	代表者			－	－	□	×	□							
		継続	代表者					□	▲	□							

２）「研究代表者（新規・継続）（甲欄）　→　研究分担者（乙欄）」型

本表は、「甲欄の研究課題（文部科学省が公募する研究種目）について研究代表者として応募しようとする者又は平成２４年度に継続が予定されている研究課題（継続研究課題）の研究代表者となっている者」が、乙欄の研究課題に研究分担者として参画する場合の重複制限を示したものです。

甲欄＼乙欄				新学術領域研究（研究領域提案型）甲欄と同一の研究領域 新規領域 総括班	計画研究	継続領域 計画研究	甲欄以外の研究領域 計画研究	特別推進研究	基盤研究（S）	基盤研究（A）	基盤研究（B）	基盤研究（C）	挑戦的萌芽研究
				新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規
				分担者	分担者	分担者	分担者	分担者	分担者	分担者	分担者	分担者	分担者
新学術領域研究（研究領域提案型）	総括班	新規	代表者	－			×	×					
		継続	代表者				▲	▲					
	計画研究	新規	代表者		－	－	×	□					
		継続	代表者			－	▲	□					
	公募研究	新規	代表者			－		□					
		継続	代表者					□					

空欄：双方の研究課題とも応募できる
－：同一研究領域内においては、研究代表者、研究分担者を問わず、一つの研究課題（総括班を除く。）にのみ応募できる（甲欄の継続研究課題を有する場合は、乙欄の研究課題に応募できない）
×：一つの研究課題にのみ応募できる（甲欄の研究課題に応募した場合には、乙欄の研究課題に応募できない）
▲：乙欄の研究課題に応募できない（甲欄の継続研究課題の研究のみ実施する）
■：双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、甲欄の研究課題の研究のみ実施する
□：双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、乙欄の研究課題の研究のみ実施する
※：双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、いずれか一方の研究課題の研究のみ実施する
斜線：甲欄、乙欄の重複応募はあり得ない

３）「研究分担者（新規・継続）（甲欄）　→　研究代表者（乙欄）」型

本表は、「甲欄の研究課題（文部科学省が公募する研究種目）について研究分担者として参画しようとする者又は平成２４年度に継続が予定されている研究課題（継続研究課題）の研究分担者となっている者」が、乙欄の研究課題に研究代表者として応募する場合の重複制限を示したものです。

甲欄＼乙欄				新学術領域研究（研究領域提案型）						特別推進研究	基盤研究（S）	基盤研究（A）	基盤研究（B）	基盤研究（C）	若手研究（A）	若手研究（B）	挑戦的萌芽研究
				甲欄と同一の研究領域				甲欄以外の研究領域									
				新規領域		継続領域											
				総括班	計画研究	計画研究	公募研究	計画研究	公募研究								
				新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規
甲欄				代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者
新学術領域研究（研究領域提案型）	計画研究	新規	分担者		－	－	－	×		□							
		継続	分担者			－	－	▲		□							

４）「研究分担者（新規・継続）（甲欄）　→　研究分担者（乙欄）」型

本表は、「甲欄の研究課題（文部科学省が公募する研究種目）について研究分担者として参画しようとする者又は平成２４年度に継続が予定されている研究課題（継続研究課題）の研究分担者となっている者」が、乙欄の研究課題に研究分担者として参画する場合の重複制限を示したものです。

甲欄＼乙欄				新学術領域研究（研究領域提案型）				特別推進研究	基盤研究（S）	基盤研究（A）	基盤研究（B）	基盤研究（C）	挑戦的萌芽研究
				甲欄と同一の研究領域			甲欄以外の研究領域						
				新規領域		継続領域							
				総括班	計画研究	計画研究	計画研究						
				新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規
甲欄				分担者	分担者	分担者	分担者	分担者	分担者	分担者	分担者	分担者	分担者
新学術領域研究（研究領域提案型）	計画研究	新規	分担者		－	－	×						
		継続	分担者			－	▲						

空欄：双方の研究課題とも応募できる
－：同一研究領域内においては、研究代表者、研究分担者を問わず、一つの研究課題（総括班を除く。）にのみ応募できる
（甲欄の継続研究課題を有する場合は、乙欄の研究課題に応募できない）
×：一つの研究課題にのみ応募できる（甲欄の研究課題に応募した場合には、乙欄の研究課題に応募できない）
▲：乙欄の研究課題に応募できない（甲欄の継続研究課題の研究のみ実施する）
□：双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、乙欄の研究課題の研究のみ実施する
斜線：甲欄、乙欄の重複応募はあり得ない

別表５　「特定領域研究」に関する重複制限一覧表

１）「研究代表者（新規・継続）（甲欄）　→　研究代表者（乙欄）」型

本表は、「甲欄の研究課題（文部科学省が公募する研究種目）について平成２４年度に継続が予定されている研究課題（継続研究課題）の研究代表者となっている者」が、乙欄の研究課題に研究代表者として応募する場合の重複制限を示したものです。

甲欄 ＼ 乙欄				新学術領域研究（研究領域提案型）		特別推進研究	基盤研究（Ｓ）	基盤研究（Ａ）	基盤研究（Ｂ）	基盤研究（Ｃ）	若手研究（Ａ）	若手研究（Ｂ）	挑戦的萌芽研究
				計画研究	公募研究								
				新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規
				代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者
特定領域研究	計画研究	継続	代表者	▲	▲	□							
特定領域研究	公募研究	継続	代表者	□		□							

２）「研究代表者（新規・継続）（甲欄）　→　研究分担者（乙欄）」型

本表は、「甲欄の研究課題（文部科学省が公募する研究種目）について平成２４年度に継続が予定されている研究課題（継続研究課題）の研究代表者となっている者」が、乙欄の研究課題に研究分担者として参画する場合の重複制限を示したものです。

甲欄 ＼ 乙欄				新学術領域研究（研究領域提案型）	特別推進研究	基盤研究（Ｓ）	基盤研究（Ａ）	基盤研究（Ｂ）	基盤研究（Ｃ）	挑戦的萌芽研究
				計画研究						
				新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規
				分担者	分担者	分担者	分担者	分担者	分担者	分担者
特定領域研究	計画研究	継続	代表者	▲	□					
特定領域研究	公募研究	継続	代表者		□					

空欄：双方の研究課題とも応募できる
▲：乙欄の研究課題に応募できない（甲欄の継続研究課題の研究のみ実施する）
□：双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、乙欄の研究課題の研究のみ実施する

３）「研究分担者（新規・継続）（甲欄）　→　研究代表者（乙欄）」型

本表は、「甲欄の研究課題（文部科学省が公募する研究種目）について平成２４年度に継続が予定されている研究課題（継続研究課題）の研究分担者となっている者」が、乙欄の研究課題に研究代表者として応募する場合の重複制限を示したものです。

甲欄 ＼ 乙欄				新学術領域研究（研究領域提案型）		特別推進研究	基盤研究（Ｓ）	基盤研究（Ａ）	基盤研究（Ｂ）	基盤研究（Ｃ）	若手研究（Ａ）	若手研究（Ｂ）	挑戦的萌芽研究
				計画研究	公募研究								
				新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規
				代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者
特定領域研究	計画研究	継続	分担者	□		□							
特定領域研究	公募研究	継続	分担者	□		□							

４）「研究分担者（新規・継続）（甲欄）　→　研究分担者（乙欄）」型

本表は、「甲欄の研究課題（文部科学省が公募する研究種目）について平成２４年度に継続が予定されている研究課題（継続研究課題）の研究分担者となっている者」が、乙欄の研究課題に研究分担者として参画する場合の重複制限を示したものです。

甲欄 ＼ 乙欄				新学術領域研究（研究領域提案型）	特別推進研究	基盤研究（Ｓ）	基盤研究（Ａ）	基盤研究（Ｂ）	基盤研究（Ｃ）	挑戦的萌芽研究
				計画研究						
				新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規
				分担者	分担者	分担者	分担者	分担者	分担者	分担者
特定領域研究	計画研究	継続	分担者	□						
特定領域研究	公募研究	継続	分担者							

空欄：双方の研究課題とも応募できる
　□：双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、乙欄の研究課題の研究のみ実施する

別表６　日本学術振興会が公募する研究種目に関する重複制限一覧表

１）「日本学術振興会が公募する研究種目（甲欄）　→　研究代表者（乙欄）」型

本表は、「甲欄の研究課題（日本学術振興会が公募する研究種目）について研究代表者又は研究分担者として応募しようとする者、又は、平成２４年度に継続が予定されている研究課題（継続研究課題）の研究代表者又は研究分担者となっている者」が、乙欄の研究課題に研究代表者として応募する場合の重複制限を示したものです。
なお、本表に示す種目以外の日本学術振興会が公募する種目と、乙欄の研究課題との間には、重複制限はありません。

乙欄 ＼ 甲欄			新学術領域研究（研究領域提案型）		
			総括班	計画研究	公募研究
			新規	新規	新規
			代表者	代表者	代表者
特別推進研究	新規	代表者	×	■	■
	継続	代表者	▲	▲	▲
	新規	分担者	×	■	■
	継続	分担者	▲	▲	▲
基盤研究（S）	新規	代表者	□	※	
	継続	代表者	▲	▲	
若手研究（S）	継続	代表者	▲	▲	
学術創成研究費	継続	代表者	▲	▲	
研究活動スタート支援	継続	代表者	□	□	□

２）「日本学術振興会が公募する研究種目（甲欄）　→　研究分担者（乙欄）」型

本表は、「甲欄の研究課題（日本学術振興会が公募する研究種目）について研究代表者又は研究分担者として応募しようとする者、又は、平成２４年度に継続が予定されている研究課題（継続研究課題）の研究代表者又は研究分担者となっている者」が、乙欄の研究課題に研究分担者として応募する場合の重複制限を示したものです。
なお、本表に示す種目以外の日本学術振興会が公募する種目と、乙欄の研究課題との間には、重複制限はありません。

乙欄 ＼ 甲欄			新学術領域研究（研究領域提案型）
			計画研究
			新規
			分担者
特別推進研究	新規	代表者	■
	継続	代表者	▲
	新規	分担者	
	継続	分担者	

空欄：双方の研究課題とも応募できる
×：一つの研究課題にのみ応募できる（甲欄の研究課題に応募した場合には、乙欄の研究課題に応募できない）
▲：乙欄の研究課題に応募できない（甲欄の継続研究課題の研究のみ実施する）
■：双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、甲欄の研究課題の研究のみ実施する
□：双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、乙欄の研究課題の研究のみ実施する
※：双方の研究課題とも応募できるが、双方採択となった場合には、いずれか一方の研究課題の研究のみ実施する